クスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十二条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十四条の三　第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤをいう。）に二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、第百四十一条において準用する第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第五十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー）	（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー）
第四十三条　［略］	**第四十三条**　［同上］
4　［２・３　略］	［２・３　同上］
第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、総自己資本の額（第二条第三号の算式における総自己資本の額をいう。）に十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。	［項を加える。］
一　我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であって、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。	
二　次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。	
イ　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下この号において「規則」という。）第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）	
ロ　規則第十七条の二第十二項本文に規定する事業再生会社（同項本文又は同条第十三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）	
ハ　規則第十七条の二第十二項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）又は規則第十七条の七の三第一項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社	